

「分権時代における県の在り方検討委員会」について

1 趣旨

地方分権の進展等に伴い、県を取り巻く環境が大きく変化しつつあることを踏まえ、今後の県の基本的な在り方について調査・研究を行い、その成果を県政運営に活かすとともに国等へ提言していく。

2 検討項目

- (1) 分権時代における県の機能・役割
- (2) 県と市町村の役割分担の在り方
- (3) 県境を越えた地域課題への対応
- (4) 道州制などの広域行政制度

3 設置

平成15年6月17日

4 委員

【委員】

(敬称略)

のぼる 昇	ひで 秀	き 樹	【座長】名城大学都市情報学部教授	
うしろ 後	ふさ 房	お 雄	【副座長】名古屋大学大学院法学研究科教授	
いけ 池	がみ 上	たけ 岳	立教大学経済学部教授	
ご 後	とう 藤	すみ 澄	え 江	日本福祉大学社会福祉学部教授
と 戸	だ 田	とし 敏	ゆき 行	社団法人東三河地域研究センター主席研究員
まる 丸	やま 山	やす 康	ひと 人	四日市大学総合政策学部教授

【特別委員】

(敬称略)

むら 村	まつ 松	みち 岐	お 夫	学習院大学法学部教授
---------	---------	---------	--------	------------

5 検討経過

第1回委員会 15年6月17日(火) 10:00~12:00

- (1) 会議の進め方と論点
- (2) 県民意識調査(県政モニターアンケート)

* 県政モニターアンケートは7月に実施し10月に公表

第2回委員会 8月7日(木) 13:30~17:00

- (1) 県と市町村の役割分担の在り方

- (2) 小規模市町村に対する補完・支援の在り方
- (3) 県と指定都市(名古屋市)の役割分担の在り方

第3回委員会 8月22日(金) 13:30~16:45

- (1) 行政と民間の役割分担の在り方
- (2) 国と地方の役割分担の在り方
- (3) 地方税財源の在り方
- (4) 県から市町村への権限移譲

第4回委員会 10月15日(木) 9:30~11:30

- (1) 県境を越えた地域課題への対応
- (2) 道州制などの広域行政制度
- (3) 県から市町村への権限移譲の推進

分権時代における県の在り方に関する意見交換会(各界代表者と委員との意見交換会)

*第1回 11月12日(水) 9:30~12:15

意見発表者: 中日新聞論説委員、在名古屋米国領事館首席領事、連合愛知事務局長、県女性団体連盟書記、県市長会長、中部経済連合会常務理事(意見発表氏名50音順)

*第2回 11月25日(火) 13:00~16:00

意見発表者: 県農協中央会常務理事、政策投資銀行東海支店企画調査課長、UFJ総研研究開発第2部長、名古屋商工会議所企画部長、日本JC愛知ブロック協議会会長、県町村会長、NPO法人地域福祉サポートちた代表(同上)

第5回委員会 12月22日(月) 13:30~15:00

- (1) 意見の交換会の結果について
- (2) 道州制などの広域行政制度

・中間とりまとめ検討会議 12月22日(月) 15:15~16:45

中間とりまとめ骨格案について

・中間とりまとめ検討会議 16年2月17日(火) 11:00~13:45

中間とりまとめ素案について

地方分権講演会~分権時代における県・市町村の在り方~

2月17日(火) 14:00~16:30 ウィルあいち大会議室

第6回委員会 16年3月15日(月) 14:00~16:00

- (1) 中間とりまとめについて
- (2) 今後の検討課題について

委員会終了後、座長・副座長から「中間とりまとめ」を知事に提出

分権時代における県の在り方検討委員会開催要綱

(目的)

第1条 地方分権の進展等に伴い、県を取り巻く環境が大きく変化しつつあることを踏まえ、今後の県の在り方について調査・研究を行い、その成果を県政運営に活かすとともに国等へ提言していくため、「分権時代における県の在り方検討委員会」(以下「委員会」という。)を開催する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査・研究する。

- (1) 分権時代における県の機能・役割
- (2) 県と市町村の役割分担の在り方
- (3) 県境を越えた地域課題への対応
- (4) 道州制などの広域行政制度

(構成)

第3条 委員会は、委員6名をもって構成する。

- 2 委員会に特別委員を置くことができる。
- 3 委員及び特別委員は、学識経験のある者のうちから知事が依頼する。

(座長等)

第4条 委員会に、座長及び副座長を置く。

- 2 座長は委員の互選により選出し、副座長は座長があらかじめ委員の中から指名する。
- 3 座長は会務を総理し、座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、副座長がその職務を代理する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、総務部総務課内に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月17日から施行し、平成17年3月31日をもって廃止する。